

矢作川総合第二期農地防災事業
北部併設水路(下流)一期建設工事

現 場 説 明 事 項
(第 2 回変更)

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積は、工事請負契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書4. 変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

2) 出来高部分払いについて

（変更なしにつき省略）

3) 工事請負契約書案について

（変更なしにつき省略）

4) その他

（変更なしにつき省略）

2. 特別指示事項

1) 一般事項

（変更なしにつき省略）

2) 工事概要

特別仕様書（第2回変更）に示すとおり

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第2回変更）に示すとおり

4) 契約に係る事項

別紙－1のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和5年2月2日16時までに書面（FAX可）をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和5年2月3日16時までに書面により回答する。

(別紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種区分
(変更なしにつき省略)
2. 単価適用年月
(変更なしにつき省略)
3. 良質土の定義
(変更なしにつき省略)
4. 土取場、建設発生土受入地及び流用土仮置場
(変更なしにつき省略)
5. 水道料金について
(変更なしにつき省略)
6. 仮設工
(変更なしにつき省略)
7. 存置する資機材
(変更なしにつき省略)
8. 一次覆工に係る作業時間
(変更なしにつき省略)
9. 到達立坑の構造について
(変更なしにつき省略)
10. シールド機の保管について
(変更なしにつき省略)
11. 立坑内仮設階段について
(変更なしにつき省略)
12. 工事の変更について
(変更なしにつき省略)
13. 単価の適用について
本工事における単価の適用については「施工箇所が点在する工事の積算方法について」(令和4年3月31日 付3農振第 3064 号)を適用する。
また、積算における主たる工事は、本工事(西中山町及び猿投町地内工事)と考えている。